

2017年7月12日

株主各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株式会社 東芝  
代表執行役社長 綱川 智

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2017年7月31日（月）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、基準日から3か月以内に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社  
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

以 上